

日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所に係る合同緊急対策本部
第1回本部会議 次第

日 時 令和2年2月10日(月)

16:30~

場 所 広島県北館第1会議室

1 開会

2 議事

(1) 今回の経緯等

(2) 今後の対応

(3) その他

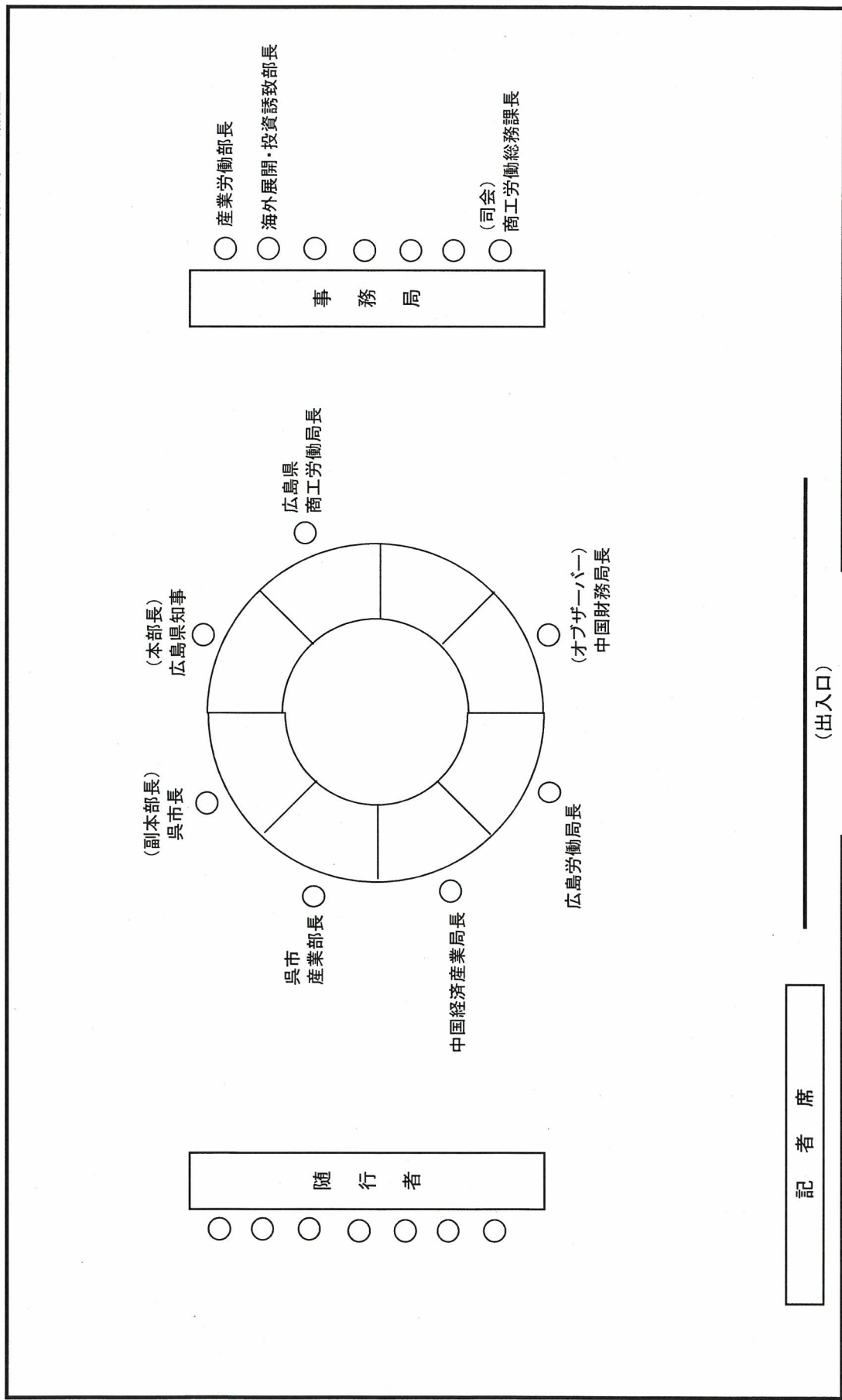
3 閉会

日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所に係る緊急合同対策本部
第 1 回会議 出席者名簿

役 職	職 名	氏 名	摘 要
本部長	広島県知事	湯崎 英彦	
副本部長	呉市長	新原 芳明	
本部員	広島県		
	商工労働局長	佐伯 安史	
	呉市		
	産業部長	寺嶋 文秀	
	中国経済産業局		
	局長	淵上 善弘	
	広島労働局		
	局長	中山 明広	
オブザーバー	中国財務局		
	局長	橋本 徹	

日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所に係る合同緊急対策本部 配席表

日時：令和2年2月10日(月) 16:30～
会場：県庁北館 2階 第1会議室



令和2年2月10日
広島県

日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所の全設備休止
に対する今後の対応（案）

1 情報収集

- 日本製鉄(株)から、決定内容に関する情報を収集
- 地域経済（関連・取引企業等）や雇用への影響についての情報収集・共有

2 日本製鉄(株)に対し、関連企業など従業員の雇用その他地域経済への影響を最小限に食い止めるための対応を要請

3 取引先企業や従業員等のセーフティネット対策の検討

4 国への要望等の検討

- セーフティネット保証の指定
- 地域経済への影響を最小限にとどめるよう、国としての最大限の支援

令和2年2月10日
呉市産業部商工振興課作成

日鉄日新製鋼（株）呉製鉄所に係る「呉市対策チーム」の設置について

1 目的

日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所の全設備休止決定に伴い、「日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所に係る合同緊急対策本部」の方針を踏まえ、呉市内の各関係機関と密接かつ迅速に対応するため、本市において「日鉄日新製鋼（株）呉製鉄所に係る呉市対策チーム」を設置する。

2 所掌事務

- (1) 合同緊急対策本部との情報共有その他協働による対策の検討
- (2) 本市経済や雇用への影響等に関する情報収集
- (3) 本市経済や雇用への影響等に関する課題の整理及び調整
- (4) その他、呉製鉄所等との連絡調整や合同緊急対策本部の準備など必要と認められる事項

3 組織

(1) 構成機関

呉市※、ハローワーク呉、呉商工会議所、呉広域商工会、広島県中小企業家同友会呉支部、日本政策金融公庫呉支店、呉信用金庫本店、広島銀行呉支店、もみじ銀行呉営業部

※呉市産業部長が幹事長を努め、総務部、企画部、財務部、上下水道局経営総務部の部長等（必要に応じて、その他関係部の部長等を招集）がメンバーとして参加

- (2) 呉市長及び両副市長は、合同緊急対策本部の協議を踏まえ、必要に応じて対策チームの会議に出席
- (3) 庶務は、産業部商工振興課で処理

4 設置

令和2年2月10日（月）

5 スケジュール等

- (1) 第1回会議は、2月12日（水）13:30～開催予定
- (2) 第2回以降は、必要に応じて、継続的に開催

日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所に係る合同緊急対策本部設置要綱

(設 置)

第 1 日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所が 2023 年度上期末を目途に全設備を休止することに伴い、県内経済や雇用への影響が懸念されることから、一体的な産業・雇用対策を迅速かつ的確に実施を図るため、関係機関が合同で「日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所に係る合同緊急対策本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 日鉄日新製鋼(株)呉製鉄所の全設備休止に伴う地域経済や雇用への影響等に関する情報収集
- (2) 取引先企業や従業員等のセーフティネット対策の検討
- (3) 国への要望等、必要な対策に関する検討
- (4) その他必要と認められる事項

(組 織)

第 3 本部は、本部長、副本部長及び本部員(以下「本部員等」という。)で構成するものとし、次に掲げる職にある者をもってあてる。

- (1) 本部長
広島県知事
- (2) 副本部長
呉市長
- (3) 本部員
広島県：商工労働局長
呉市：産業部長
中国経済産業局：関係部署の長
広島労働局：関係部署の長

(会 議)

第 4 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部長は、必要に応じて本部会議に本部員以外の者を出席させることができる。

(代理出席)

第 5 本部員等は、やむを得ない事情により本部会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、本部員等と同一の機関に属する者で本部員等が指名する。

(事務局)

第 6 本部に関する事務は、広島県商工労働局商工労働総務課において処理する。

(その他)

第 7 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長がこれを定める。

(附 則)

この要綱は、令和 2 年 2 月 1 0 日から施行する。